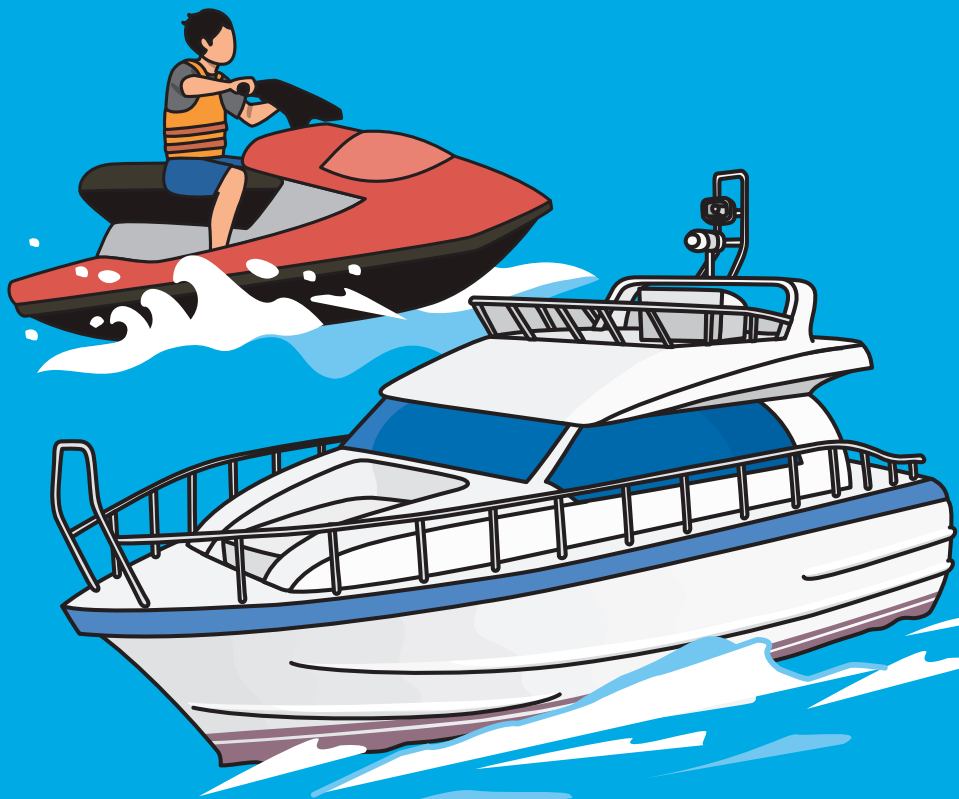


猪苗代湖利用

ルール&マナー マニュアル



猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会

令和5年4月

右記から最新版を確認の上、ご利用ください。



絶対、二度と事故を 起こさないために

令和2年9月に猪苗代湖において
重大な死傷事故が発生しました。

猪苗代湖水面利活用基本計画推進協議会では、
猪苗代湖水面を利用するすべての方が安全で安心な
湖水面の利用のために、ルールとマナーをまとめました。



猪苗代湖利用のルール等

1 利用できる期間は5月上旬～10月第2日曜日までです。

2 利用できる時間は下記の通りです。

| | |
|--------|----------|
| 5月～8月 | 8時～18時まで |
| 9月～10月 | 8時～16時まで |

(ただし、緊急時及び事業者の船を除く。)

3 沖合300メートル以遠の区域で走行してください。

4 乗入については、指定されている出入口より徐行で進入してください。

5 ライフジャケット(救命胴衣)を着用してください。

6 緊急時に連絡が取れるように防水袋に携帯電話等を入れて携行してください。

7 小型船舶操縦士免許、船舶検査証書を携帯してください。

8 通行される方の利用の妨げにならないよう駐車場を利用して作業を行ってください。

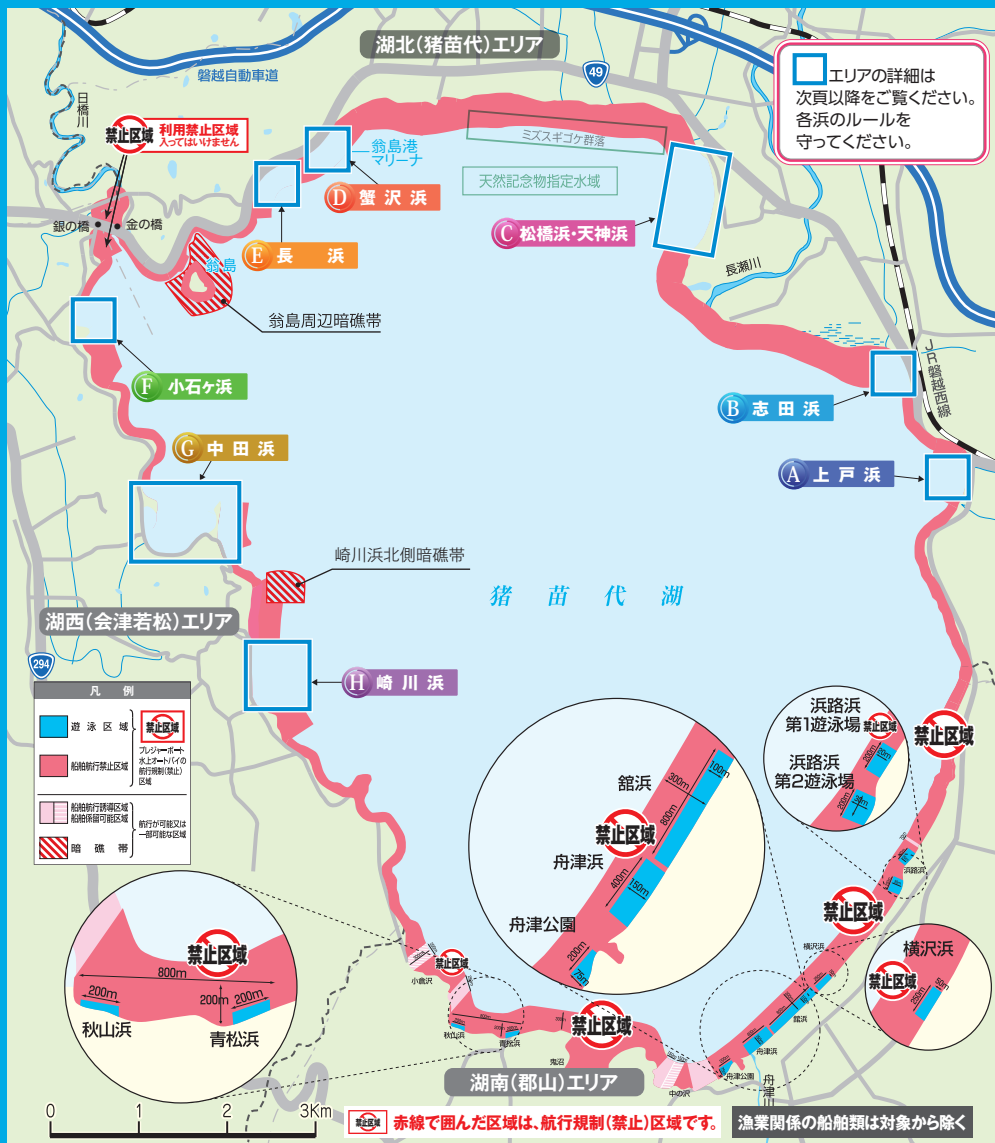
9 砂浜への乗り入れや路上駐車は他の利用者や通行の迷惑となるためやめてください。

10 当日の水温、気温を確認し状況にあった装備(ウェットスーツ等)で利用してください。

- 11 遠方に走行する場合は、2隻以上で利用してください。また、1隻で走行する場合、管理者が確認できる範囲で走行を行ってください。
- 12 船舶の操船者は、確実に操作し、周囲の状況に応じ、安全な速力および航法で航行してください。(安全航行の義務)
- 13 マップを確認の上、航行禁止区域では航行をしないでください。
- 14 見張りを適切に立て、安全に航行してください。
- 15 トーイングスポーツなどを行う場合は、適切な見張りをすることができる者を同乗させるなど、安全の確認を常に把握できるようにしてください。
- 16 トーイングスポーツなどを行う場合は、えい航する物に乗る人が湖面に落水した場合や、えい航する物が他の船等と衝突しない安全な速力で航行をしてください。
- 17 トーイングスポーツなどを行う場合は、えい航する物に乗る人も、ライフジャケット(救命胴衣)を着用してください。
- 18 トーイングスポーツなどを行う場合は、湖岸で待機し、湖岸で乗り降りをしてください。
- 19 タバコのポイ捨ての禁止。また、ゴミは持ち帰りにご協力ください。

猪苗代湖を ご利用される皆様へ

猪苗代湖のルールを守り、
人と環境にやさしい
水面利用をしましょう。



□ エリアの詳細は
次頁以降をご覧ください。
各浜のルールを
守ってください。

緊急時の連絡先
(事故等について)

110(警察)・119(消防)

- 郡山北警察署
- 郡山消防署湖南分署
- 郡山北警察署
- 会津若松消防署
- 猪苗代警察署
- 猪苗代消防署



| | |
|--|---|
| <h2 style="margin: 0;">お問い合わせ先</h2> <p style="margin: 0;">(利用区分について)</p> | |
| <h3 style="margin: 0;">会津若松市</h3> | 崎川浜、中田浜、小石ヶ浜 会津若松市観光課 0242-39-1251 |
| <h3 style="margin: 0;">郡山市</h3> <p style="margin: 0;">(湖南町周辺)</p> | 秋山浜、青松浜、舟津公園、 舟津浜、館浜、横沢浜、 浜路浜 (第1・第2) 郡山市観光課 024-924-2621 |
| <h3 style="margin: 0;">猪苗代町</h3> | 上戸浜、志田浜、天神浜、 松橋浜、蟹沢浜、長浜 猪苗代町商工観光課 0242-62-2117 |

◎湖水を利用されるみなさまへ

次の行為は「福島県遊泳者及びプレジャーモーターボートの事故防止等に関する条例」により禁止されています。
目撃した方は、最寄の警察署に通報してください。(110番)

- 酒に酔った状態その他正常な運転ができない状態での運転行為 (福島県条例第八十号第十七条の規定により、二十万円以下の罰金)
- 遊泳区域内の航行 (福島県条例第八十号第八条第二項の規定により、二十万円以下の罰金)
- 遊泳者が危険と感ずる行為 (福島県条例第八十号第九条)

A 上戸浜

ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。

凡 例
 (利用区分)



禁止区域
 利用禁止区域
 全ての利用禁止
 入ってはいけません

■ 栈橋
 ●... ブイ

各浜で利用区分が決められています。
 別の利用区分には立ち入らないでください。



B 志田浜

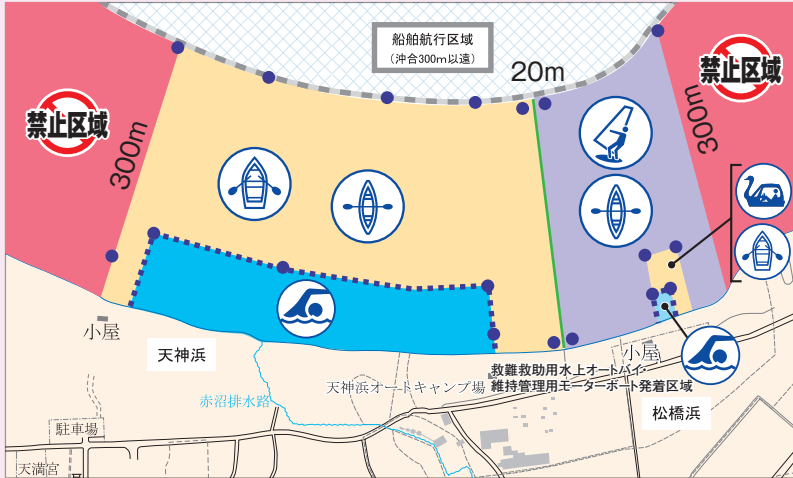
ウィンドサーフィン、カヌー、水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。
禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



C 松橋浜・天神浜

水上オートバイ、モーターボートは浜には入れません。

禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



D 蟹沢浜

ウィンドサーフィン、ペダルボートは浜には入れません。マリナー港路を航行する船舶等に注意。

禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



E 長 浜

長浜において湖岸及び湖水でのウィンドサーフィンの利用禁止
禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



F 小 石 ヶ 浜

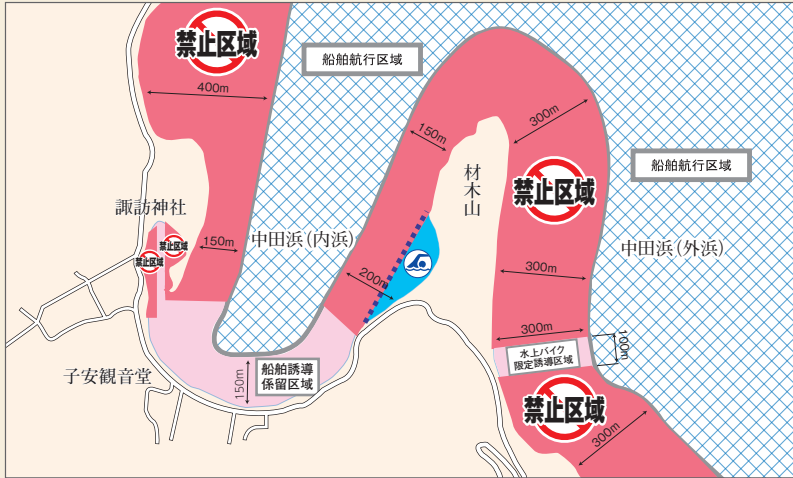
禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



G

中田浜

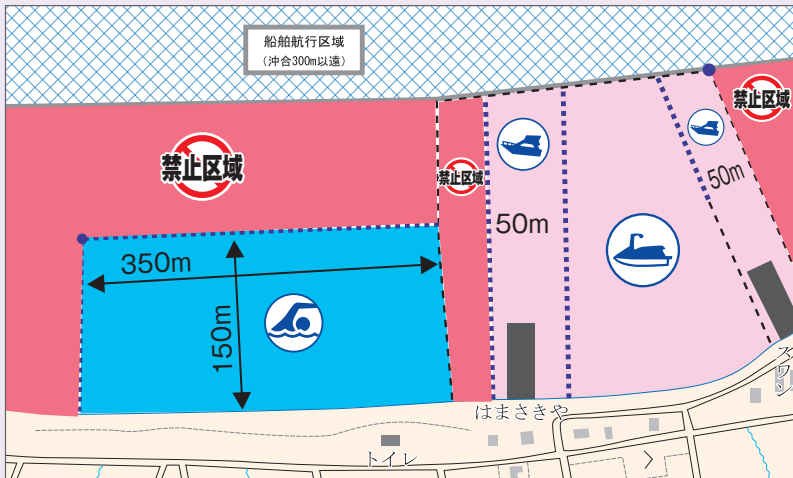
禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



H

崎川浜

禁止区域の区域はすべての利用が禁止です。



関係法令

〈船舶職員及び小型船舶操縦者法〉

小型船舶(プレジャーボート、モーターボート、水上オートバイ等)操縦者の資格と遵守事項について、定められています。

- 1 酒酔い等操縦の禁止**

飲酒などの影響により、注意力や判断力が著しく低下しているなど、正常な操縦ができない恐れがある状態で、操縦することは禁止されています。
- 2 危険操縦の禁止**

遊泳区域への不用意な進入や遊泳者等の付近で航行するなど、危険のおそれのある操縦は禁止されています。
※遊泳者等とは、遊泳者のほか、サーフィン、ダイビング、ヨット、カヌー、水上スキー、ミニボート等、免許不要で使用するマリンレジャーを実施する者を指します。
- 3 免許者の自己操縦**

水上オートバイを操縦するとき(全ての水域)、ボート等で港則法の港内や海上交通法の航路内を航行するときは、免許受有者が直接操縦しなければなりません。
- 4 救命胴衣の着用**

次の場合は、救命胴衣等の着用が義務づけられています。

 - 水上オートバイに乗船する者
 - 満12歳未満の子供
 - 単独乗船の漁船で漁労作業をする者
 - 暴露甲板に乗船している者

- 5 **見張りの実施**
航行の安全を確保するため、周囲の水域の状況や他の船舶の動向等を十分に判断することができるよう、常時適正な見張りを確保しなければなりません。
- 6 **発航前の検査**
発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体の状態等の検査を実施しなければなりません。

〈遊泳者及びプレジャーモーターボートの 事故防止等に関する条例〉

- 1 遊泳区域で船舶を航行させてはいけません。
- 2 海水浴場等において、疾走、急転回、縫航等で、遊泳者に迷惑を及ぼしてはいけません。
- 3 **酒酔い操縦の禁止**
飲酒の影響により、注意力や判断力が著しく低下しているなど、正常な操縦ができない恐れがある状態で、操縦することは禁止されています。
- 4 人が遊泳している水域において、疾走、急転回、縫航等で、他人に迷惑を及ぼしてはいけません。
- 5 プレジャーモーターボート提供事業者又はマリーナ業者が水難事故防止のために行う助言に従いましょう。

本マニュアルは、令和5年4月に作成したものになります。
マップ等の変更により、本マニュアルを更新する場合がございますので
福島県河川計画課のホームページを確認の上、ご利用ください。

